様式第５号（第21条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

八頭町長

一般（指名）競争入札に係る通知書

町工事の一般（指名）競争入札を下記のとおり行いますから、希望があれば八頭町財務規則（平成17年八頭町規則第52号）及び八頭町建設工事執行規則（平成17年八頭町規則第61号）をご承知の上、参加してください。

なお、入札に参加する資格のない者のした入札及び下記の「入札条件」に違反した入札は、無効となります。

記

１　一般（指名）競争入札に付する工事の名称等

(１)　工事の名称

(２)　工事の箇所　　八頭郡八頭町

(３)　工期　　　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日

２　請負に関する書類の閲覧場所　　八頭町役場

３　入札の日時及び場所　　　　年　　月　　日　午前・後　　時　　分入札

八頭町役場　　　階、第　　会議室　　即時開札

４　予定価格　　　　　　　　　　円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

５　最低制限価格 　　　事後公表とする

６　入札保証金に関する事項　　入札保証金等　　　　　免除

７　郵便入札の可否　　　　　　郵便による入札は認めない

８　現場説明の日時及び場所

　　（１）日　　　　時 　　年　　　月　　日　午前・後　　時　　分

　　（２）集合場所　　　　八頭町役場　　　階、第　　　会議室

９　その他必要な事項

(１)　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(２)　入札終了後、落札者は課税事業者又は免税事業者であることを明記した届出書を提出すること。

(３)　代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。

(４)　請負代金が100万円以上の工事については、契約の締結と同時に本契約の履行を保証するため、請負金額の10分の１以上の額を次の各号に掲げる方法により納付しなければならない。

一　契約保証金の納付

二　契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

三　銀行若しくは町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社〔公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証会社をいう。以下同じ。〕の保証

四　公共工事履行保証証券による保証

五　履行保証保険契約の締結

(５)　保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事に要する経費については、請負金額100万円以上の工事については、請負金額の10分の４の範囲内において前払いを行う。

(６)　部分払い　　　　回（前払いをしたときは、部分払いの回数を１回減ずる。）

入札条件

１　入札者はいったん提出した入札書の書き換え又は撤回をすることはできない。

２　入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に捺印しなければならない。ただし、入札金額はこれを改めることはできない。

３　入札者は八頭町建設工事費内訳書徴収要領により、入札額の根拠となる工事費内訳書を入札時に提出すること。

４　次に掲げる入札は無効とする。

(１)　入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札

(２)　郵便による入札

(３)　他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは２人以上の入札の代理をした者の入札

(４)　委任状を持参しない代理のした入札

(５)　記名捺印のない入札

(６)　金額数字の不鮮明な入札

５　入札回数は１回とする。

６　本入札においては、八頭町建設工事執行規則第17条で定める最低制限価格を設定しており、これを下回る金額で応札したものは失格とする。最低制限価格は事後公表とする。

７　この通知を受けた者は、入札の完了に至るまでは、下記により入札を辞退することができる。

(１)　入札執行前にあっては、入札辞退届を持参又は郵送すること。

(２)　入札執行中にあっては、入札辞退届又は辞退することを明記した書面を提出すること。

８　本件工事の落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

９　工事内容に質問がある場合は、入札日の３日前（休日を含まない。）までに、主管課へ質問書を提出すること。